

## 臨床研究推進事業のご案内

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会  
会員各位

以下のとおり、会員が行う臨床研究を推進するため臨床研究を募集します。

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会

### 臨床研究募集要項

1. 将来を担う全ての学会員が行う臨床研究（看護研究を含む）を対象とします。若手の研究や科研費等の確保が難しい研究など幅広く臨床研究を支援することを目的としています。
2. 支援する臨床研究は年間3～5件程度とし、1件当たり1年間で最大70万円まで支援します。支給する研究費の年間総額は300万円です。
3. 研究期間は1年間の原則としますが、継続研究が必要とされる研究については、申請があれば、最大2年間まで追加支援を行うことが可能です。
4. 同一申請者の受賞は3回までとします。同一施設からの受賞の上限は設けていません。
5. 人を対象とする生命科学・医学系研究は「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に従って下さい。
6. 倫理審査が必要な研究では、申請時に倫理審査委員会の承認を得ていることが望ましいですが、研究実施までに倫理審査委員会の承認を得て下さい。倫理審査が不要な研究の例は、以下のURLを参照してください。[https://yuketsu.jstmct.or.jp/wp-content/uploads/2024/10/rinri\\_shishin\\_20241017.pdf](https://yuketsu.jstmct.or.jp/wp-content/uploads/2024/10/rinri_shishin_20241017.pdf)
7. 日本輸血・細胞治療学会が募集し、臨床研究推進委員会が審査を行い、理事運営委員会での承認を経て、最終的に理事会での承認を得ます。
8. 採択された研究は、原則的に当該年度末までに研究成果報告書と収支報告書を臨床研究推進委員会に提出し、最終的に理事運営委員会に報告します。
9. 研究成果は、必ず総会、秋季シンポジウム、支部例会、学会誌、または関連学会の総会や学会誌などの何れかで発表して下さい。発表時、臨床研究推進事業の支援を受けたことを明記して下さい。

10. 申請は年1回とし、2025年度は2024年12月1日から2025年1月31日（当日必着）までが申請期間です。
11. 申請に必要な書類は、別添1の2025年度日本輸血・細胞治療学会臨床研究推進事業研究計画書です。申請書類に不備があった場合、受理されないことがあります。
12. 支給された補助金はその研究に必要な経費に使用しなければなりません。備品費や人件費も認めるが全体に占める比率は妥当な範囲とします。謝金など人件費に充てる場合は、源泉徴収など税務上の適正な手続きをとって下さい。2025年度日本輸血・細胞治療学会臨床研究推進事業研究計画書（別添1）は、下記まで郵送で送って下さい。

研究計画書送付先：

〒113-0033 東京都文京区本郷2-14-14 ユニテビル5階

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会事務局 臨床研究推進事業受付係

TEL：03-5804-2611 FAX：03-5804-2612

E-mail：info@mail.jstmct.or.jp